



# 参画だより

NO. 23

2005. 3. 28

弘前市民参画センター

男女共同参画社会の実現のために情報交換

住みよい街づくりやくらしのために！

センター利用団体が実施委員会を作って主催し、20の市民団体が集まった多くの市民に向け、パネル展示、紙芝居、ビデオ上映、報告会などで各活動を紹介。にぎやかに交流会を楽しんだ。



交流会では活発な情報交換が行われた

平成16年度市民参画センター交流まつりが2月5日、弘前市民参画センターで開かれた。センターを活動の拠点としている市民団体や市民約300人が集い活発な情報交換が行われた。交流まつりは、男女共同参画社会と住みよい街づくりの実現を目指すもので、弘前市で主催した「きらめき女性塾」で男女共同参画社会について学んだ卒業生のグループなど20の市民団体が参画しての開催となった。

イベントコーナーでは、あおりアースレンジャーつがるの会による地球環境についての紙芝居の上演、アムネスティ弘前グループによる人権侵害

や人権の尊厳についてのビデオを上映、NPO法人青森県男女共同参画研究所による県内メディア各社の報道内容をジエンドアの視点から見た調査結果から、男女で違う扱いや偏った内容に気付くこと、ジエンドアの視点で評価してみるということが大切なことだと報告があった。

また、弘前市主催の男女共同参画推進活動ステップアップ講座の受講生が、男女共同参画社会を推進するための取り組みなどをグループごとに発表した。

展示コーナーでは、12団体が参加し、パネル展示や実演が行われた。アップルリングクラブは手作りりんごジャムの試食やりんご料理のレシピを紹介、生活クラブ生活共同組合は環境にやさしい食品や石鹸を紹介した。ひろさき環境パートナーシップ（HEP）21子どもエコクラブの子ども達による弘前市内の雪の酸性度測定実演、市民団体や小規模作業所などは、日ごろの活動内容や手作りの作品などを紹介し、来場者の関心を集めた。

今年度の交流まつりは、利用団体が実施委員会を立ち上げ、主催して開催された。

よめようしえんぐみ  
嫁養子縁組って

聞いたことある？

第4回男女共同参画推進セミナー「男女共同参画の視点と地域活動」が2月27日、弘前駅前市民ホールで開かれた。岩手大学教育学部助教授、新妻二男さんが「男女共同参画の視点でなに？」と題して講演をした。

まず、新妻さんは今の日本は、結婚後の苗字を決めるとき何となく男性の苗字にしているがとて大変なことだ。本来は両性が協議をして決めるべきものだが、統計上は27.3%くらいしかない。日本のようにどちらかの苗字に統一し、その上圧倒的に男性の苗字にするという国は世界中にほんの2ヶ国くらいしかなく特殊な国だ。男女どちらかが不本意ながら苗字を変えるのではなく、別姓の選択、あるいは新しい苗字を作るなど選択の幅を広げ、どちらかが生きつらさを感じないようにシステムを変えていくことが求められている。

「嫁は最高のボランティア！」

また、男性が結婚して女性の家に入るときには、女性のご両親と養子縁組し「婿養子」となることが多いが、「嫁養子」として入る女性はほとんど聞くことがない。養子縁組をするということは相続権という権利と、扶養という義務が生じる。嫁養子として養子縁組をしないと、何の権利もないということ。つまり、最高のボランティアだ（長野県では嫁養子制度を推奨している）。

「嫁姑嫁舅問題」

うまくいかないのは当たり前

直系家族とは、核家族が2つ繋がっていること。親夫婦と息子夫婦が典型的。夫婦は元々他人であるがお互い選んだ関係である。しかし、嫁と姑あるいは嫁と舅は他人中の他人であり、世代が違い、価値観が違う。偶然一緒に住むのであるから、合わないことはごく当たり前にある。誰か嫁が常に犠牲になり耐え忍ぶという関係（一見美德にみえる）があるが故に、直系家族はどんどん崩壊してきた。つまり、誰かの犠牲の上に成り立っていることは、長期的に続かない。居心地のいい家族関係を築くには、実は息子（夫）が調整役として「重要な役割なのだ」と自覚し、問題が発生しないように普段から配慮するべきだが、現実には全く意識していない人が多い。嫁姑・嫁舅問題などは、女性問題に見えるが実は、息子（夫）の関わり方にあるといつのが学問的見解だ。

また、明治30年頃から専業主婦＝母性という母性論が強調されるようになり、家事育児は母親が担うべきだという考えが広まり、父親や祖父母が育児に積極的に関わりにくい風潮になった。そのため、育児を1人で負うことになった母親による虐待などの問題も増えてきた。

結びとして、「日常生活の中で、ふと立ち止り振り返ってみて、これでいいのか、誰かが生きづらくないかと考え、問題に気付いたら、掘り起こすことが非常に大事な視点だ」と話した。

市民参画センター交流まつり

情報発信

情報交換

お礼の言葉

『男女共同参画社会の実現のために』

『住みよい街づくりやくらしのために』

というテーマの下に行われた交流まつりも、皆様のご協力が無事開催する事ができました。また、参加していただいた多くの方々は、とても有意義に過ごして下さったと思っています。

これからも弘前市民参画センターを活動の場、情報交換の場として多に活用していただき、利用者同士のネットワークを広げていきたいと思ひます。本当に有り難うございました。

市民参画センター交流まつり  
実施委員会代表 斉藤むつ子



参加したグループから、  
『活動紹介と感想』をいただきました

「碧い空」

「碧い空」は、「金融学習グループ」の活動と、ごみ減量として、「牛乳パックの紙漉き」をパネルで紹介しました。そこでは「環境問題」と「金融」との関連についての質問がありました。また、「環境」とは私達をとりまく周りの状況すべの事をいいます。そして、その中で起こるあらゆる事象が「環境問題」につながるかと考えます。「碧い空」の活動は、私達が生活している「環境」をどのように配慮し、考え、生活しやすくするかを目的にしています。また、「紙漉き」のパネルをご覧になった方が、「何か得るものがあるかと思って来ました。紙漉きのやり方がわかってよかった」という一言に、今回の行事への参加と意義の充足感を感じる事ができました。

前田 千加

NPO法人  
青森県男女共同参画研究所



当研究所では、男女共同参画の視点から見たメディアに関する調査研究の結果を「メディア・ウオッチング 私の注目記事」と題して報告しました。県内のメディアの現状や新聞記事・公的チラシなどを男女共同参画の視点から点検した結果を報告した後、参加者の方々との活発な意見交換が行われました。

また、他団体の活動状況パネル展示やステップアップ講座実践発表からは、男女共同参画に関する視点や捉え方も様々であることを知ることができました。ステップアップ講座実践発表はいくつものグループが報告を行うので、あわただしいのではないかと心配しましたが、スムーズな運営でも良かったと思います。交流会では、おいしいクッキーやお茶をいただきながら乾いた喉をうるおし、感想や意見を交換する楽しい時間を持つことができました。佐藤 陽子

ひろさき環境パートナーシップ21

「グリーンコンシューマー」を生活者の視点で、市民の目に触れる場の設定が与えられ、情報交換、発信ができてとても良かったと思っています。

「毎日、生活する中で、男女共同参画社会のため、何をしたい？」という問いに、「夫婦で家庭のごみ分別をしながら、その中で自然に実践されている」というのが返答でした。

地域が住み良いということ、男女互いに思いやりや家庭の有り様を話し合い、多様な視点をもちながら認め合うことが共に生きる協働の環境づくりではないでしょうか。「あおり男女共同参画プラン」の重点目標14では、地球環境保全への寄与を男女が共に生活者として自主的、積極的に取り組むことが必要である」と記されている。そういう意味で交流ができて良かった。

斎藤 さつ子



工房メトロノーム



今回はじめて参加しました。私たちの作業所（詳しくは知的障害者小規模共同作業所）で作ったパンとパウンドケーキを販売させていただきました。お陰様でたくさんいただきました。ありがとうございました。工房メトロノームでは心身に障害のある人が、地域で作業活動をしながらいきいきと喜びを感じ、そして社会参加していくことを目的にしています。一歩上の目標としてはやはり経済的にも自立して地域で安心して生活しているな地域で安心します。いろいろな障害を持つながら、目標に向かって毎日手作りのパンとケーキを焼いて少しづつ自信をつけているような気がします。

今回参加して様々な団体が精力的に、男女共同参画社会に向けて活動していることを知りました。私たちができることは何かを考えながら、お互いに情報交換をして会の活動内容をひとりでも多くの方に知ってもらい活発化させたいものです。

成田 成子



# 4月1日から育児・介護休業が変わります!

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行なう労働者の福祉に関する法律」の一部改正

少子・高齢化が進行する中で、男女労働者が仕事と家庭を両立させ、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるようにすることは、労働者の福祉の増進を図る上でも、次世代育成支援を進めていく上でも大きな課題と

なっています。こうしたなか、育児・介護休業法の一部が改正され、子の看護休暇に関する制度が新たに加われました。事業主・労働者がこの法律をきちんと知り、有効に活用されることが望まれます。

改正事項	現行	17年4月1日から改正
育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大	期間を定めて雇用される者（有期契約労働者）は対象外	休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲 a の期間雇用者は、育児休業・介護休業が取れるようになります。
育児休業期間の延長	子が1歳に達するまで	子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合 b には、子が1歳6ヶ月に達するまで育児休業ができます。
介護休業の取得回数制限の緩和	対象家族1人につき1回限り。 期間は連続3ヶ月まで	対象家族1人につき、 <u>常時介護を必要とする状態に至るごとに1回の介護休業ができます。</u> 期間は通算して（のべ）93日まで
子の看護休暇の創設	事業主の努力義務	小学校就学前の子を養育する労働者は、 <u>1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得できる c</u> ようになります。

a 一定の範囲の期間雇用者とは、1)同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること 2)育児休業では、子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること 3)介護休業では、介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日を超えて雇用が継続することが見込まれること

b 一定の場合とは、保育所に入所を希望しているが、入所できない場合等

c 休暇日数は、1)子の人数にかかわらず年間5日です 2)子どもの急な発熱などの休暇取得当日の申出も可能な制度です 3)同一事業主に引き続き雇用された期間が6ヶ月に満たない人などは対象外です

## 【問合せ・資料請求等先】

青森労働局雇用均等室 〒030-8558 青森市新町 2-4-25 Tel017-734-4211 Fax017-777-7696

国会において

## 「ジェンダー」に関する質疑に対する内閣の考え方

「ジェンダー」という用語は、1995年第4回世界女性会議で採択された北京宣言及び行動綱領において、生物学的な性別を示す「セックス」に対して、社会的、文化的に形成された性別を示す概念として使用されています。

男女共同参画社会基本法においては「ジェンダー」という用語は使用していませんが、例えば基本理念が規定されている第3条（男女の人権の尊重）、第4条（社会における制度又は慣行についての配慮）、第6条（家庭生活における活動と他の活動の両立）には「ジェンダー」という視点は表現されていると考えています。

ジェンダーに敏感な視点を定着させることは、男女共同参画施策を推進する上での基盤となるものでありますので、現在検討を進めている次期男女共同参画基本計画においてもしっかりと位置づけていくこととしています。

地方公共団体においてもジェンダーに敏感な視点をふまえた施策を策定、実施するように連携を強化していきたいと考えています。

「平成16年10月29日の国会における質疑応答」について内閣府男女共同参画局からの情報

(弘前市民参画センター利用団体紹介)

《 日本野鳥の会・弘前支部 》

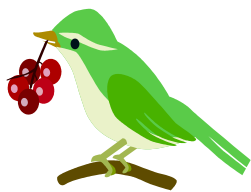
### 「野鳥も人も地球のなかま」

野鳥に親しみ、野鳥の棲める自然を守ることが地球の自然を守ることになる。という考えに基づき活動している団体です。

昭和40年(1965)、弘前野鳥の会として始まり今年で40年になります。1970年に全国組織の日本野鳥の会弘前支部となりました。

弘前公園など津軽地方を主とした年間40数回の探鳥会を行っています。また、毎月1回夜に、市民参画センターで自然の話題を楽しむ自然談話会を開催しています。

行事予定、自然保護活動計画を作成する会議を市民参画センターで行なっています。

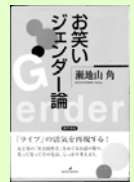


日本野鳥の会 弘前支部  
小山 信行

## 本の紹介

著書名

### 『お笑いジェンダー論』



女と男の「社会的性差」について、身近な日常の例をもとにわかりやすく伝えています。

著者 瀬地山角  
発行 勁草書房

「ジェンダー論」を専門に研究しているという瀬地山さんの講演を聞く機会があった。軽快な語り口でユーモアがあり、分かりやすく、かつ、考えさせられる課題が残る講演だったことを記憶している。いきなり「ジェンダーって何」から始まるこの本、書き出しは講演を再現する形で書かれていて、読み手にとってはとても読みやすい。

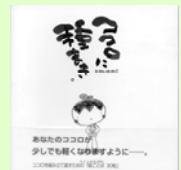
子供の出産(立ち合い)や育児にまつわる経験などは、本当に楽しんでいる様子が伝わり、男性にも多く読んで欲しいと思わせる。

また、「性の商品化」や「専業主婦優遇制度の改廃」についても分かりやすく書かれていて、読み応えのある一冊である。

瀬地山さんは、「はしがき」の部分で、私にとってのジェンダー論は決して机上の議論への関心ではなく、きわめて具体的な生活や政治に原点を持つものであることを、多くの人に知らせたいと書いているが、実践している人の言葉には力があるものだと実感する。

著書名

### 『こころの種まき』



あなたのココロが  
少しでも軽く  
なりますように...

著者 たかいたかこ  
発行 かもがわ出版

大切なのは、自分をかえることではなく、自分のみかたをかえること。これまでの人生を組み立て直せば、マイナスに感じていたものが、プラスに感じられるようになります。そんなココロの組み立て直しの「絵ことば 30粒」をお届けします。

#### 【あとがきから】

ひたすら続く不眠と育児不安。

「立派な母親」になれないことへの自己嫌悪と自己否定から、毎日、涙する日々を送っていました。そして、そんなある日。突然、ウツに陥ってしまったのです。この体験からココロの問題の難しさと社会通念や固定観念が、自分や自分以外の人をしばり苦しめることに気がきました。

### 編集後記

19年ぶりの豪雪という今年の雪。雪の話はなくなり、日常の挨拶は成り立たないという現象を引き起こした。この雪のために、隣人との関係まで、「お宅の雪」と言われて、「うちの雪には色でもついていないのか」と言いたくなつたと言つ友人。「うんうん、確かに」と聞いていたが、自宅の雪より、隣の雪が気になつてしまった自分に苦笑。もう、春。万作の花の便りがあちこちから……。今度花粉が話題になるのかな？

森

## 弘前市民参画センター 編集 メディア部会

〒036-8355  
弘前市元寺町1-13  
Tel 0172-31-2500 Fax 0172-36-1822  
開館時間 9:00~22:00  
年中無休(年末年始・臨時休館日を除く)

### 受講生募集のお知らせ

青森県・弘前市では男女共同参画社会推進のために、それぞれ学習機会を提供します。申込み希望の方は下記問合先まで!

実施主体	青森県	弘前市
名称	平成17年度あおもり女性大学第7期生	(詳細は広報ひろさき4/15号) 男女共同参画推進活動講座
実施期間	2ヵ年	9ヶ月
募集人員	20名	10名
問合先	青森県男女共同参画センター 017-732-1085	弘前市・男女共同参画室 (弘前市民参画センター内) 0172-31-2500